

家庭犬としての犬の飼育に関わる施策に関する研究

－ 京都市でのケーススタディ

龍谷大学 壽崎かすみ

日本で 2015 年現在飼育されている犬は 9,917,000 頭と推計されており、2012 年をピークに減少傾向にある。日本では戸外で飼育するのが一般的だった犬も、2005 年頃をさかいに完全室内外が過半数になった。また分譲マンションでペット（犬）飼育可とするところが増えており、2008 年以降に完成したマンションのうち 93.8%が、マンション全体でも 2014 年現在、42.5%が飼育に関する規定を設けその範囲で飼育可としている。マンションをはじめ市街地での犬の飼育が増加している結果、道路などでのふんの放置、臭い、鳴き声を原因とするトラブルが社会の問題となってきた。しかし、このような社会の変化に日本の法整備、社会環境整備は追いついていない。

この論文では日本の家庭犬飼育に関わる法令の現状に触れた後、全国の自治体の条例制定の状況を環境省の資料を基に概観する。その上で京都市の 2015 年 7 月（罰則規定は 10 月）に施行された「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」をとりあげ、特に「犬のふんの回収義務付け」に関する条項に焦点をあてる。この条例では、飼主等に犬のふんの回収を義務付け、放置した場合は過料に処すと定めている。また、犬を自宅外に同伴する場合には、犬のふんを回収する道具の携帯も義務付けている。

この条例は当初「京都市動物による迷惑の防止に関する条例（仮称）」として検討され、動物愛護団体等から大きな反発をうけ、条例の名称も変更して制定したという経緯がある。この条例制定前の住民からの意見聴取の結果および 2016 年 3 月に年度末報告としてまとめられた文書等で京都市の条例に関わる住民の現状把握の状況を報告する。京都市は登録されている犬の頭数で見ると飼育頭数が増加し続けている。

次に、この条例が市民にどの程度認知されているか、条例制定の効果について 2016 年 4 月に実施した住民へのアンケート調査をもとに報告する。アンケートは京都市内の 3 地域で郵便受に投函して配布し、郵送で回収した。アンケートは 1000 通配布し、400 通回収、回答率 40%である。アンケートの結果、この条例の認知度が 14%であること、犬の飼育者に限っても 25%にとどまることが明らかになった。また、条例制定前の住民からの意見聴取、アンケートの自由記述から犬の尿の臭いの問題も深刻であることが明らかになった。

最後に犬の室内飼育について長い歴史を持つイギリスの法整備、社会環境整備の内容を調査し、比較することで日本社会が抱える課題を整理する。イギリスについては、イギリスの法律文書、イギリスで販売されている所謂「犬の飼い方」をはじめとする文献資料、The Kennel Club、Dogs Trust（イギリス最大の犬の保護組織）、RSCPA（The Royal Society for the Prevention of Cruelty to Animals）などの Web ページを参考にしたほか、2016 年 2 月にロンドンで実施した調査（日本生活学会 2015 年度生活学プロジェクトの助成を受けて実施）の結果をもとに報告する。

イギリスでは犬のふんの放置は国レベルの法律で禁止されており最高 £1000 の罰金の対象となること、散歩時の道路等での排尿、マーキング、鳴き声も法律で禁止されていることが確認できた。その一方で、イギリスではロンドンでも大規模な公園があり、犬がリードをはずして自由に走り回り、十分な運動ができること、このような場所では排尿、マーキングが認められており、犬は本能を発散できることも確認できた。

飼主が回収したふんを捨てるためのごみ箱も設置されており日本のように自宅に持ち帰る必要はない。ふんの放置には市役所の担当部署が対応し、放置されたふんの片付け、放置した人の発見などの役割を負うことも確認できた。

日本とイギリスを比較することで、今後、日本のコンパニオンアニマルに対する政策を検討する上での課題を明らかにした。

A policy related to dogs as companion animals

— A case study of Kyoto-city

Kasumi Susaki Ryukoku University

In Japan the number of dogs keeping at home is estimated at about 9,9917,000 in 2015 and the number has been decreasing since 2013. Until 2004 or 2005 in Japan dogs were usually kept outside. Now more than half of all domestic dogs are kept indoors. The number of condominiums that allows dogs to be kept has been increasing; 93.8% of condominiums which have been completed since 2008 and 42.5% over all have rules that allow dogs to be kept.

Because of the increase of dogs in urban areas, dog-related social problems occur including dog waste left on the road, dogs barking, and smell. It is necessary to improve Japanese law and environmental regulations to solve these issues and also social support should be improved.

First, this paper reviews the state of Japanese laws and regulations concerning dogs. After that, choosing a regulation which concern the manner for successful and cooperative living with companion animals and their owners. Moreover, the statement about dog waste left is focused and specific. The regulation was implemented July 1, 2015. The statement clearly states that all dog waste must be collected and if owners fail to do so, offenders are fined up to 30,000 yen. This statement also indicate that persons accompanied by a dog must carry a dog waste collection kit.

Although this regulation was planned avoiding the nuisance caused by companion animals, many associations related to animal welfare were against the name and contents of the regulation. The municipality then decided to change the name and modify some of the contents. This paper also reports on the result of investigation into the process of decision-making about this regulation by referring to a document which is listed, and which gathered comments of residents about the draft, the explanation by the municipality on its web site, and also the report about the efficiency of regulation at the end of March 2016.

Third, the result of the questionnaire survey, which was undertaken in April 2016 are reported. One thousand questionnaires were distributed to residents in Kyoto-city and the number of completed sheets was 400, making the percentage of completed questionnaires out of total 40%. The results of this survey show that the regulation is known by only 14% of respondents and 25% of dog owners respondents. From the open-ended comments written on the questionnaire, the smell of dog urine and “marking” are also a big problem.

Finally, the results of the survey of English law and field work in February 2016 are reported. The reason for choosing England is that it has a longer history than Japan of living with dog.

According to the results there are many national laws that prohibit leaving dog waste, and nuisance regulation deal with dogs barking, smell and other problems. Because of these rules, dog owners must train their dog properly. Social supports such as dog warden services, parks at which dogs are allowed to run without lead, dog waste boxes in the park are available to use.

In comparing Japan with England, many points that should be addressed by Japanese policy become clear.

家庭犬としての犬の飼育に関する施策に関する基礎的研究

－ 京都市でのケーススタディ

龍谷大学 壽崎かすみ

1. はじめに

1. 1 研究の背景と目的

日本で、2015年現在、飼育されている犬は9,917,000頭、ネコは9,847,000頭と推計されている（日本ペットフード協会、2015）。犬、ネコの飼育場所に関して2004年あるいは2005年頃をさかいに、完全室内飼育が過半数になっている（日本ペットフード協会、2004）（日本ペットフード協会、2005）。また（国土交通省、マンション総合調査2014年）よると犬・ネコ飼育可のマンションは2008年以降完成したマンションでは93.8%であり、全体でも犬・ネコ飼育可とするマンションが42.5%となっている。市街地での犬・ネコの飼育および集合住宅での飼育が増加していることがわかる。その結果、犬やネコの飼育をめぐる近隣トラブルが問題となっている。その主なものは、犬の散歩時のふんの放置、臭い、鳴き声である。

このような犬やネコの飼育をめぐる社会の変化に日本の法整備、社会環境整備は追いついていない（壽崎、2015）。

この論文では、京都市に焦点をあて2015年7月（罰則規定は10月）に施行された「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」の中の「犬のふんの回収義務付け」に関する条項をとりあげ、この条例が住民にどの程度認知されているか、また条例制定の効果について、2016年4月に実施した住民へのアンケート調査の結果をもとに報告する。また、犬の室内飼育について長い歴史を持つイギリスの法整備、社会環境整備を調査し比較して、日本社会が現在抱える課題を整理する。

なお（日本ペットフード協会、2015）によれば、全国的には犬の飼育頭数は2012年頃をピークに減少傾向にある。しかし京都市で登録されている犬の頭数は、2015年3月末時点で58,684頭、2016年3月末時点で59,253頭、2017年3月末時点で59,804頭と増加している（京都市a、2016）。

1. 2 研究の方法

犬の飼育状況については既存の統計データ等で確認する。京都市の「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」制定にあたっての市民意見等、2016年度末の状況については、京都市ホームページで公表されている資料を使用する。

京都市のこの条例の認知度、効果等については、2016年4月、京都市内でアンケート調査を実施した。アンケートは留め置きで1000通配布、郵送で回収した。回収率は40%である。この結果をもとに報告する。

最後に、イギリスの法整備、社会システム整備の現状を調査し比較して、今後の日本がペットと共生していく上での課題をまとめる。イギリスの状況については文献資料、法律はインターネット上に公開されているものなどの原文（英語）を筆者が訳して使用した。また、2016年2月にロンドンで「日本生活学会2015年度生活学プロジェクト」の助成をうけ現地調査を実施した。

2. 日本におけるペットに関する法令整備の状況

2. 1 日本の犬に関わる法律

日本の犬に関わる法律には1969年に施行された「狂犬病予防法」、1973年に施行された「動物の保護および管理に関する法律」がある。「動物の保護及び管理に関する法律」は2001年に大幅に改正され名称も「動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動管法」）に変更された。「動管法」はその後数回の改正を経て現在に至ってい

る。

「動管法」は、第六条で「都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（以下「動物愛護管理推進計画」という）を定めなければならない。」としている。本論文が対象とする家庭犬については、この法律に基づいて 2002 年に「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」が定められ、「動管法」の改正に伴い改正され 2013 年に改正された基準が現在は適用されている。この基準の中で、動物の愛護に関しては飼育する動物の適正飼養、終生飼養が努力義務とされた。特に犬の飼養及び保管に関しては、「第 4 犬の飼養及び保管に関する基準」で「2 犬の所有者等は、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること」、「5 犬の所有者等は、適当な時期に、使用目的等に応じ、人の生命、身体及び財産に危害を加える、並びに人に迷惑を及ぼすことのないよう、適正な方法でしつけを行うこととともに、特に所有者等の制止に従うよう訓練に努めること」としている。

しかし、「鳴き声」、「ふんの放置」、「臭い」が大きな問題となっている現状から、この基準で定められた努力義務だけでは十分でないことは明らかである。

2. 2 犬に関する条例策定の状況

（環境省、2017）によると、2016 年 4 月 1 日現在、「ふん害等防止条例」として全国で 614 の条例が定められている。都道府県レベルでは秋田県が唯一「秋田県空き缶等の散乱の防止に関する条例」を制定し、この中で「公共の場所及び他人の土地への犬の糞の放置禁止」を規定している。政令指定都市では札幌市、仙台市、静岡市、浜松市、京都市、堺市、広島市、福岡市の 8 つの市が条例を定めているが、「犬」、あるいは「動物」という単語が入った条例は札幌市、静岡市、京都市のみで、他の 5 市は「ごみのポイ捨て」、「快適で良好な生活環境を確保する」という類の条例の中で犬のふんの問題を扱っているにすぎない。

他の 582 の市町の条例の中でも、「ごみのポイ捨て」、「環境美化」あるいは「ごみのポイ捨て及び犬のふん」という類の名称の条例がほとんどで、「犬」、「動物」という単語が単独でつけられた条例は 46 に過ぎない。このような中で京都市の「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」は先進的であるといえる。

2. 3 京都府と京都市の計画と条例

「動管法」第六条に基づき、京都府は 2010 年に「動物愛護推進計画」を策定した。また「動物の飼養管理と愛護に関する条例」を 2013 年 7 月 1 日施行している。京都市は「～京（みやこ）・どうぶつ共生プラン～京都市動物愛護行動計画」を 2009 年 4 月に策定、「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」を 2015 年 7 月に（罰則規定は 10 月から）施行した。京都府、京都市の条例いずれにも、鳴き声に関する規制はない。

表 1 犬のふんの放置に関する規則

京都府	第 4 条 3 犬の所有者等は、道路、公園、広場その他の公共の施設を飼い犬のふん便により汚さないようにしなければならない。
京都市	第 8 条 犬の所有者等は、飼い犬を公共の場所に同伴しようとするときは、当該飼い犬が排せつしたふんを回収するための用具を携帯しなければならない 2 犬の所有者等は、飼い犬が自宅等以外の場所でふんを排せつしたときは、直ちに当該ふんを回収しなければならない。 第 15 条 第 8 条第 2 講の規定に違反したものは、30,000 円以下の過料に処する。

（京都府「動物の飼養管理と愛護に関する条例」、京都市「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」より作成）

ふんの放置については、京都府、京都市それぞれ表1に示す通り定められている。犬のふんの放置に関する条例で、回収を怠った場合に過料に処することを定めた条例は他にもあり、京都市がはじめてではない。

(京都市 a、2015)によると、条例制定前の住民からの意見集約の中で「ふんの回収はモラルの問題で条例で定める問題ではない」、「尿の方が問題が大きい」という意見もみられた。これに対して、条例第3条3項で「犬の排泄は自宅で行ってから公共の場にする」ことを努力義務としている。その他、散歩時のリードの長さを規制(長すぎるリードは危険)すべきという意見もみられたが条例では対応していない。

3. 京都市の「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」

3.1 2016年度末の報告

(京都市 b、2015)は条例制定の意図を住民に対し、「犬猫のふん尿被害について市の保健センターによせられるものだけでも2011年度 犬499件、猫699件、2012年度 犬442件、猫561件、2013年度 犬398件、猫273件とあり、関連法規では実効性のある規定がないため、具体的なルールを定めることを目的として定められたものである」と説明していた。

この犬のふん尿被害について、2016年度末の報告書(京都市 b、2016)では、犬のふん尿被害に関して、市の保健センターによせられた件数は2017年1月間末現在、2016年1月末と比較して36件増の460件であることが報告されている。また(京都市 b、2016)には「市に対して、条例制定後、犬のふんの放置が目に見えて減ったように感じるという声が寄せられる一方、何度も被害にあう旨の苦情も引き続き寄せられており、保健センターでは、犬のふんの放置が条例で禁止されたことを明示する啓発プレートの配布や、広報車による巡回等を実施し、ルールの周知をはかっている。また、悪質なものを中心に33地域で延べ59回の現場等調査を行うとともに、このうち、行為者が判明しているものについては、17地域で延べ22回の指導を実施している。」と報告されている。

3.2 京都市の条例の認知度

2017年4月、京都市内の3か所、四条烏丸を中心とする京都市中心部、京阪伏見駅周辺、西京ニュータウンの3か所で郵便受へのポスティング、郵便での回収によるアンケート調査を行った。配布した調査票は1000通、回収した調査票は400通で回収率40%である。

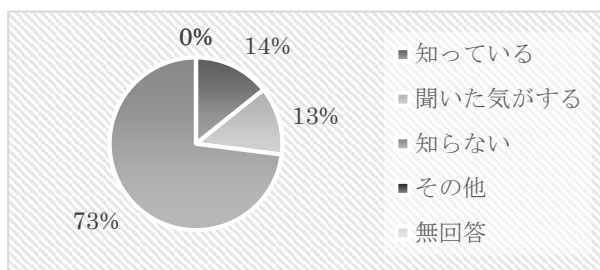


図1 条例の存在を知っていたか

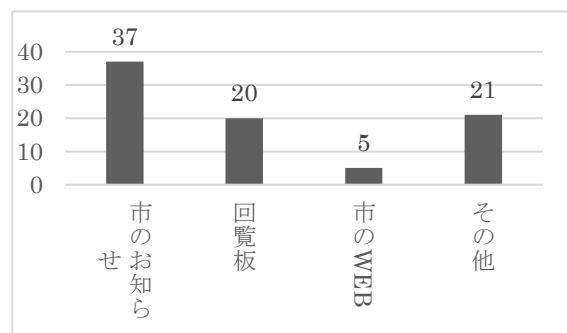


図2 条例を何で知ったか(複数回答)

はじめに、この条例を知っているかと尋ねた結果を図1に示す。条例を「知っている」と回答した人は14%にすぎない。「知らない」が73%を占める。条例を「知っている」と答えた人に「何で知ったか」を訪ねた結果が図2である(複数回答)。「その他」としては、ポスター、TVのニュース、新聞なども挙げられていた。

「現在犬を飼育している」という人のみを対象に「条例を知っているか」を集計した結果が図3である。「知っている」が25%に増加しているが、「知らない」が64%と過半数である。

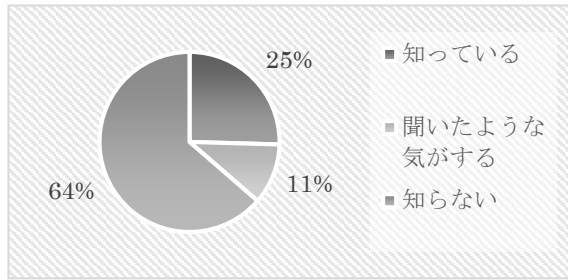


図3 現在犬を飼育している人が条例を知っているか

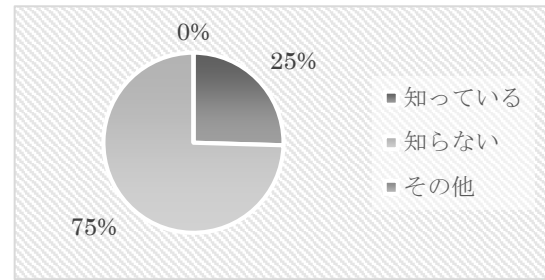


図4 現在犬を飼育している人がふんの放置は過料に処されることを知っているか

「犬を飼育したことがある」、「飼育したい」など犬との関係で条例を知っているかどうかの違いがでるかを確認したが、「現在飼育している」のみが条例を知っていることに影響しているという結果となった

次に犬を飼育している人が、ふんを放置した場合過料に処されることを知っているかどうかを確認したのが図

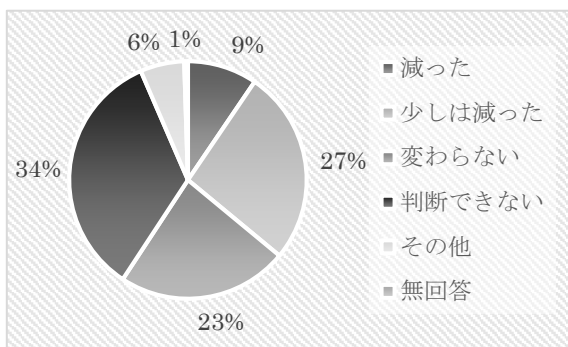


図5 犬のふんの放置は減ったと思うか

4である。25%の人が「知っている」と答えているが、75%が「知らない」と答えている。

調査対象者全員に「過料規定つきの条例を施行したことで、犬のふんの放置は減っていると思いますか」と質問した結果が図5である。「減っている」が9%、「少しは効果がある」が27%である。「減っていない」も23%ある。犬の散歩するような所を歩かないのでわからないなどを含め「判断できない」が34%である。

この調査の結果から、条例の認知されているパーセンテージが2017年4月時点、罰則規定施行後6か月経過時点で、犬の飼育者に限っても25%と低いことがわかった。犬の飼育者が知らなければ、効果の発現は期待できない。(京都市、2016)の年度末の報告書に「効果がでるまではまだ時間がかかる」ということが書かれているが、少なくとも犬の飼育者に対して効率的かつ効果的に条例の存在を知らせる手段をとる必要はあると考える。

アンケート調査の回答票のその他欄、自由記述欄に

- ・ふんの放置で過料に処すというが、見回りをしているところをみたことがない。駐車禁止違反と同じで効果がないのではないか
- ・取り締まる役の人を作る必要がある。普通の人が見ても逆切れされることもある。
- ・放置しているのを見ても、どこに連絡すれば良いのかわからない。
- ・尿の臭いも耐え難いので、なんとかしてほしい。

などの記載があった。条例に実行性を持たせるために、実際に見回りをし、実際に過料の規定を運用することを期待している住民もいることがわかる。

4. イギリスとの比較にみる今後必要な取組み

4.1 法律の整備

イギリスでは”Dog Order”をはじめ、犬に関わる規定が含まれた法律が30以上ある (Paul,2007)。本論文で扱っている「家庭犬」に関わるものについては”You, Your Dog and The LAW” (Lacey,2009)などの書籍が出版されている。犬の愛護については”Animal Welfare Law 2006”で定められており、虐待が発見された場合には、飼主から犬を取り上げることができる内容となっている。

ふん害、鳴き声、臭いの問題についてどのように対処しているかを (Lacey,2009) を参考にして説明する。

ふんの放置は、”Dogs (Fouling of Land) Act 1996”、”Clean Neighborhoods and Environment Act 2005”で禁止されており、自治体はふんの放置者に対し最大£ 1000 までの過料を課すことができる。「鳴き声」や「臭い」は”Nuisances Regulation”で取り締まられる。

4. 2 犬と飼主を取り巻く社会環境

「鳴き声」、「臭い」などで取り締まり対象とならないために、飼主は十分なしつけを要求される。「鳴き声」の問題は運動量不足などストレスが原因になると犬の飼い方の本 (Annette,2002) に書いてある。まちなかでのマーキングは迷惑行為として扱われるため、リードをつけての散歩中には排尿、マーキングをしないように犬をしつけることも書かれている。犬の排尿は子犬のころから自宅裏庭などの草むらの特定の位置でするようにさせ、最終的には飼主のコマンド (指示) で指定された場所にするようしつける。犬が排尿やマーキングを自由にできるのは、リードをはずして走り回ることが許可された公園などのみである。ここでいう公園は、子どもの遊ぶ公園ではない。子どもが遊ぶ公園は Play Area と呼ばれ、犬の立ち入りは禁止されている。犬の排泄場所とする自宅裏庭などを清潔に保つことも法律で定められている。ロンドンの The Kennel Club でインタビューをした際に、「犬の尿の問題は起きていないか」と質問したところ「ここでは、そういう問題はない」という回答を得た (Susaki,2016)。きちんとしつけをしている飼い主が多く、またそれをする事への法的、社会的プレッシャーがあると考えられる。

鳴き声、マーキング等の問題行動がどうしても治らないときは、獣医師に相談するようにと (Annette,2002) に書かれている。獣医師は犬のしつけ、問題行動についても相談できる専門職として扱われていることがわかる。

犬のふんの回収は義務付けられているが、回収したふんを捨てるためのごみ箱が公園の至るところに設置されている。日本のように自宅まで持ち帰る必要はない。道路にふんが放置されているのを近所の人などが見つけた場合は、市役所の担当部署 (Dog Warden Service) に電話あるいは WEB 等を使って連絡する。連絡を受けると担当者が放置されているふんを回収する。ふんの放置の多い現場を監視し放置した人を見つけ、罰金を徴収するのも Dog Warden Service の役割である (ndwa,2016)。

4. 3 犬に関わる法律の教育

飼主が守らなくてはならない法律の一般向け書籍が出版されていること、RSCPA の WEB ページ等でも飼主の守るべき法律の説明をしていることなど、犬を飼育する人が知らねばならない法律は犬を飼育する人が見たり関わったりしそうなところに示されている。The Kennel Club が実施している犬のしつけに関する検定試験の最初のレベルでは飼主が責務を理解しているかどうかのテストがある。日本のケンネルクラブの検定試験は、競技レベルの実技、日本動物福祉協会が実施している「家庭犬」の検定試験は犬のグルーミング等からはじまり、いづれにしても、飼主の責務を理解しているかどうかについてのテストはない。

5. まとめ

家庭犬の飼育に関わる施策のひとつとして「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」を取り上げ、施行半年後の住民の認知状況を確認し、犬の飼育者でも 25%しか知らないという調査結果を得た。京都市の報告 (京都市 b,2016) にもある通り、条例が浸透し効果が発現するまでにはまだ時間がかかると思われるが、そ



の一方で条例の存在を住民にアピールすること、実際に取り締まりを行うことも必要と考える。犬の尿やマーキング後の臭いの問題は、回収できず、水でながしても消えないのでさらに難しい問題である。

犬の排泄を100%室内で行わせるようにすることは、人間のために公衆トイレ等があることを考えても現実的ではない。マーキングは本能に基づく行為であり、イギリスでも公園で走り回るときに本能を発散させることで、散歩時のマーキングを飼主が制御できているともいえそうである。

ロンドンでは広大な公園・緑地が随所にあり、犬に十分な運動をさせることができるが、京都市の場合、写真1に示すとおり、ロンドンと比較しうような公園・緑地はない。京都市は「動物愛護センター」に隣接してドッグランを設けた

写真1 京都市の衛星写真

(JAXA、2016) から転載

がこのような施設が、市内住民の誰もが日常的に使えるように多数設置されなければ市全体に効果を与えるには不十分である。また、十分なしつけをするための犬のしつけのプロの養成、獣医師の役割の強化など含めた総合的な政策として検討する必要がある。そのためにはそれぞれの分野の専門知識が必要であり、各分野の専門家の協力が必要となる。このことについては、共同の勉強会が始まったところであり、今後の研究課題である。

参考文献

(環境省、2014) 環境省 「参考4 ふん害防止条例の概要」 2014年

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/statistics/prevent.pdf (2016年8月20日参照)

(壽崎、2015) 壽崎かすみ「家庭犬としての犬の飼育トラブル回避のための条例に関する研究」

日本計画行政学会第38回全国大会研究報告要旨集 2015年 pp161-164

(京都市 a、2015) 京都市「「京都市動物による迷惑の防止に関する条例(仮称)」の制定に関わる意見聴取」 2015年

(京都市 b、2015) 京都市ホームページ <http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000176030.html> (2015年7月1日参照)

(京都市 a、2016) 京都市福祉局への電話による問い合わせ 2016年5月

(京都市 b、2016) 京都市保健福祉局 「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例に基づく取組について」 2016年

(国土交通省、マンション総合調査2014年) 国土交通省「平成25年度マンション総合調査結果」 2015

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/manseidata.htm> (2016年8月10日参照)

(日本ペットフード協会、2004) 日本ペットフード協会 「2004年犬猫飼育率全国調査」

(日本ペットフード協会、2005) 日本ペットフード協会 「2005年犬猫飼育率全国調査」

(日本ペットフード協会、2015) 日本ペットフード協会 「2015年全国犬猫飼育実態調査

<http://www.petfood.or.jp/data/> (2016年8月20日参照)

(Annette,2002) Annette Conn “THE DOG OWNER’S HANDBOOK” Carlton Books Limited 2010

(JAXA、2016) http://www.sapc.jaxa.jp/gallery/cat01/detail/D-1482_1.html (2016年8月20日参照)

(Lacey,2009) Lacey Thorpe LLB(Hons) “You, Your Dog and THE LAW” Antonella Ruscitto 2009.

(ndwa,2016) national dog warden association ‘Animal Warden’s Role’

<http://www.ndwa.co.uk/dog-wardens/> (2016年1月20日参照)

(Paul,2007) Paul Clayden(Edited) “THE DOG LAW HANDBOOK” Sweet & Maxwell 2011

(Susaki,2016) Kennel Club UK ロンドンの本部でのインタビュー 2016年2月